

大口町告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体を、同条第2項の規定に基づき認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和2年10月16日

大口町長 鈴木雅博

- 1 名 称 二ツ屋自治会
- 2 目 的 (1) 広報の配付等区域内の住民相互の連絡
(2) 美化・清掃等区域内の環境整備
(3) 集会施設の維持管理
(4) その他会の目的達成に必要なこと
- 3 区 域 二ツ屋一丁目・二丁目
- 4 事務所 愛知県丹羽郡大口町二ツ屋二丁目68番地
- 5 代表者の氏名及び住所
水野一光
愛知県丹羽郡大口町二ツ屋一丁目84番地1
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
該当なし
- 7 代理人の有無
該当なし
- 8 規約に定める解散の事由
(1) 地方自治法第260条の20の規定
(2) 構成員の4分の3以上の承諾を得た総会の議決
- 9 認可年月日 令和2年10月14日